

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第9号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第89条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前年度において前項の規定により減免を受けた軽自動車等について、市長が引き続き減免すべき事由があると認めるときは、当該申請書の提出があったものとみなす。

第90条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前年度において前項第1号の規定により減免を受けた軽自動車等について、市長が引き続き減免すべき事由があると認めるときは、当該申請書の提出があったものとみなす。

第90条第3項に次のただし書を加える。

ただし、前年度において第1項第2号の規定により減免を受けた軽自動車等について、市長が引き続き減免すべき事由があると認めるときは、当該申請書の提出があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市税賦課徴収条例の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。